

昭和五十六年四月三日提出
質問 第二一六号

三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問
主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年四月三日

提出者 木間 章

衆議院議長 福田 一 殿

三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問

主意書

三越金属工業株式会社（高岡市吉久一―四―一、以下「三越」という。）と三菱商事株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六―三、以下「三菱」という。）との関係と、三越の従業員百六十七名で組織している労働組合である総評全国金属労働組合富山地方本部三越金属支部（高岡市吉久一―四―一、以下「支部」という。）との間に昭和四十五年以来の三越再建に内在する労使の交渉と紛争について、政府、通商産業大臣、労働大臣並びに法務大臣に質問する。

一 昭和四十五年以来、三菱は三越に対して労務、人事、経理、賃金決定、販売、原材料、資金ぐりなどすべて支配し、また、北陸金属工業株式会社（三越の分離、富山県砺波市太田一、八九二）へ三菱の指示により、三越代表取締役の派遣などを行い、事実上、三越は三菱の一事業

部門であつたと聞いているが、その事実関係、経過と現状を明らかにされたい。

二 右三菱の三越支配に対して、三菱・三越と支部との間に昭和四十五年以来、労使の交渉と紛争が続いていると言われているが、その経過と現状を明らかにされたい。

また、右期間中に三越と支部並びに従業員との間に訴訟事件が起こつたと聞いているが、その申請内容、経過、結果を明らかにされたい。

三 三菱・三越と支部との間に、支部が合理化をのめば三菱は三越の経営と支部組合員の生活と雇用を保障すると言明したので、支部はやむなく右提案に応じたと聞いているし、また、三菱から派遣された三越の代表取締役が支部並びに組合員に対し、不当労働行為を行い、支部に謝罪文を提出していると言われているが、その事実関係と交渉経過を明らかにされたい。

四 三越は富山地方裁判所に最近、会社更生の申請を行ったと言われているが、その申請に当たって、三菱が三越に指示して更生申立てを行わせたと聞いている。

そもそも、三菱は経営陣を派遣しながら十五億円の赤字を作り、三越を倒産におとし入れる根本的原因を作りながら、その責任を回避したとも言われているが、その事実関係を明らかにすると共に、会社更生申請の内容とその後の経過と現状を明らかにされたい。

五 三菱・三越は、会社更生申請によつて三越の再建と従業員の雇用と生活が保障されると言明しているが、その具体策を明らかにされたい。

また、政府、労働省、通商産業省、法務省、富山県、高岡市は、いかなる行政指導を行い、三越の再建と従業員の雇用安定についてどのような努力をされるか明らかにされたい。

右質問する。